

薩摩川内市分別収集計画

(第10期)

令和4年7月

薩摩川内市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

薩摩川内市分別収集計画

令和4年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものになっており、特に本市の一般廃棄物最終処分場は、管理型最終処分場に焼却ごみの燃え殻などを搬入しているものの、依然として逼迫した状態が続いている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) リデュース、リユース、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となって、ソフト・ハードの全般にわたる、環境負荷に配慮した快適な地域環境の実現
- (3) 不法投棄の根絶による、環境美化の推進
- (4) 市民総参加によるリサイクル運動の積極的な推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,389 t	1,380 t	1,371 t	1,362 t	1,353 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 市における方策

ごみの減量を図るため、市民、事業者及び行政の役割分担を明確にし、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的な施策の推進を図る。

ア 指定袋制度の徹底

薩摩川内市の指定袋の定着を高めるため、薩摩川内市衛生自治団体連合会（以下「衛自連」という。）等関係団体と協力し、指導・広報活動を徹底していく。

イ 資源回収の促進

リサイクル施設の整備や資源化品目の拡充、補助制度の積極活用により資源化を促進していく。

ウ マイバッグキャンペーンの実施

市民によるごみの減量啓発のため、衛自連等と協力しマイバッグキャンペーンを実施し、資源ごみの発生抑制を促進する。

エ 教育、啓発活動の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再利用、ごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、薩摩川内市環境審議会、衛自連等の関係団体の協力を得ながら、新たな啓発手段の開発に努める。

また、市民のごみの減量化に関する意識を育てるため、学校等において副読本を活用した教育や、ごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組む。

オ 多量の一般廃棄物排出事業所に対する減量化指導の徹底

事業系一般廃棄物の処理については、法に基づく各事業所の自己処理を指導するとともに廃棄物の再利用、排出抑制等の要請を行う。さらに、これを実施するためのパンフレット・チラシ等の広報活動を実施する。

カ 包装廃棄物等の排出抑制

薩摩川内市環境審議会、女性団体、衛自連の協力を得て消費者、販売事業所、行政の協調による使い捨て容器、過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及啓発に努める。

キ 再生品使用の推進

再生品使用を促進するため、啓発活動を実施するとともに、事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するよう努める。

(2) 市民における方策

ア ごみ分別の徹底

市で定めるごみ分別区分に基づき、指定袋により市の指定する日に排出するものとする。

イ 市民団体等による集団回収の促進

古紙、空き缶、空きびん、ペットボトル、その他プラスチック容器包装等の資源ごみについては、市が実施する資源回収に排出するものとする。

また、市民団体による集団回収にも積極的に参加するものとする。

ウ 過剰包装の自粛

買い物袋等のごみを減らすために、買い物に際しては、マイバッグ等を持参するよう努めるものとする。

また、贈答品についても簡易包装のものを選ぶよう配慮するものとする。

エ 再生品の使用の促進等

トイレットペーパー等は再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て商品の消費を抑制するよう努めるものとする。

また、可能な限り無駄のない消費生活を心掛けるものとする。

(3) 事業者における方策

事業者は、法により事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりごみ減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされており、事業者に対しては次のような協力を求めるものとする。

ア 発生源における排出抑制

各事業所で排出されるごみを、資源回収に排出する等、排出抑制に努めるとともに、発生したごみについては、事業者で適正に処理するものとする。

イ 過剰包装の抑制

プラスチックトレイ等の使用を極力抑制するとともに、やむを得ず使用した場合は、再資源化に努めるほか、簡易包装等包装材料の使用により、ごみ減量化に努めるものとする。

また、市民によるマイバッグ持参運動に、積極的に協力するものとする。

ウ 流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品等の梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、段ボール紙等については、再資源化を図るものとする。

エ 再生品の使用の促進等

事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めるものとする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、次頁表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する中間処理施設、収集・選別機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次頁表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下白色トレイと表記)
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主として スチール製の容器	54 t		54 t		54 t		54 t		54 t	
主として アルミ製の容器	70 t		69 t		68 t		67 t		66 t	
無色の ガラス製容器	(合計) 143 t		(合計) 142 t		(合計) 141 t		(合計) 140 t		(合計) 139 t	
	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)
	143 t	0 t	142 t	0 t	141 t	0 t	140 t	0 t	139 t	0 t
茶色の ガラス製容器	(合計) 195 t		(合計) 194 t		(合計) 193 t		(合計) 192 t		(合計) 191 t	
	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)
	195 t	0 t	194 t	0 t	193 t	0 t	192 t	0 t	191 t	0 t
その他の ガラス製容器	(合計) 63 t		(合計) 63 t		(合計) 63 t		(合計) 63 t		(合計) 63 t	
	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)	(引取)	(独自処理)
	63 t	0 t	63 t	0 t	63 t	0 t	63 t	0 t	63 t	0 t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	220 t		218 t		216 t		214 t		212 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引取) 0 t	(独自処理) 1 t	(引取) 0 t	(独自処理) 1 t	(引取) 0 t	(独自処理) 1 t	(引取) 0 t	(独自処理) 1 t	(引取) 0 t	(独自処理) 1 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 158 t		(合計) 157 t		(合計) 156 t		(合計) 155 t		(合計) 154 t	
	(引取) 158 t	(独自処理) 0 t	(引取) 157 t	(独自処理) 0 t	(引取) 156 t	(独自処理) 0 t	(引取) 155 t	(独自処理) 0 t	(引取) 154 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 428 t		(合計) 425 t		(合計) 422 t		(合計) 419 t		(合計) 416 t	
	(引取) 377 t	(独自処理) 51 t	(引取) 374 t	(独自処理) 51 t	(引取) 371 t	(独自処理) 51 t	(引取) 368 t	(独自処理) 51 t	(引取) 365 t	(独自処理) 51 t
(うち白色トレイ)	(合計) 51 t		(合計) 51 t		(合計) 51 t		(合計) 51 t		(合計) 51 t	
	(引取) 0 t	(独自処理) 51 t	(引取) 0 t	(独自処理) 51 t	(引取) 0 t	(独自処理) 51 t	(引取) 0 t	(独自処理) 51 t	(引取) 0 t	(独自処理) 51 t
合計	1,389 t		1,380 t		1,371 t		1,362 t		1,353 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、人口変動率は、直近の国勢調査等による人口推計等を参考に、行政区域内人口により、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
90,474人 (対前年度比)	89,783人 (対前年度比)	89,097人 (対前年度比)	88,411人 (対前年度比)	87,688人 (対前年度比)
99.24%	99.24%	99.24%	99.23%	99.18%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、収集・運搬・保管等の段階の実施者について下記に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶 類	スチール缶	市の委託業者による定期収集 住民団体による集団回収	市・民間業者
	アルミ缶		
び ん 類	無色のびん	市の委託業者による定期収集	市
	茶色のびん		
	その他の色のびん		
紙 類	飲料用紙パック	市の委託業者による定期収集 スーパー店頭による回収 住民団体による集団回収	市・民間業者
	段ボール		
	その他の紙製容器包装		
プラスチック類	ペットボトル	市の委託業者による定期収集 スーパー店頭による回収	市・民間業者
	白色トレイ・白色発泡スチロール		
	プラスチック	市の委託業者による定期収集	市

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶類(スチール・アルミ)、びん類(無色・茶色・その他、生きびん)、ペットボトル、プラスチック類(その他プラスチック、白色トレイ)、紙類を排出段階で分別する。

分別収集する 容器包装物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	中間処理
缶 類	スチール缶	網 袋	民間業者 川内クリーンセンター 上甌島クリーンセンター 下甌クリーンセンター
	アルミ缶		
び ん 類	無色のびん	コンテナ	
	茶色のびん		
	その他の色のびん		
紙 類	紙パック	紙ひもで縛る	
	段ボール		
	その他の紙		
プラスチック類	ペットボトル	網 袋	
	プラスチック		
	白色トレイ		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 各地区にリサイクル推進員を配置し、研修等を実施することにより分別収集の周知を図り自主的なリサイクル活動を推進する。
- (2) 自治会等が収集施設等を設置する場合の補助金の交付や、収集の実績に応じた奨励金の交付、集積場所や分別収集機材の貸与などの支援を行う。
- (3) 分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。